

金・プラチナ取引約款

株式会社 SBI 証券

(約款の趣旨)

- 第 1 条 この約款は、お客様と株式会社 SBI 証券（以下「当社」といいます）との間で行う貴金属地金の売買取引及びその委託(以下「本取引」といいます)に関する権利義務関係等を明確にするための取決めです。
- 2 本約款に定めのない事項については、「金・プラチナ取引に関する説明書」、「総合取引約款」、「証券総合サービス取扱規程」、「インターネット取引取扱規程」、等に定めるところによるものとします。

(リスクおよび自己責任の確認)

- 第 2 条 お客様は、本取引がリスクを伴う取引であることを理解し、自らの責任と判断において取引するものとします。また次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、お客様の判断と責任において本取引を行うものとします。
- (1) 本取引には、取引対象となる貴金属地金価格の変動により元本欠損のおそれがあること、また、外国為替相場の変動に伴うリスクがあること
 - (2) 本取引には、天変地異、政治・経済情勢の変化および各国政府の貴金属地金取引への規制等による影響を受けるリスクがあること、また、かかるリスクが顕在化した場合、当社の提供する本取引にかかるサービスの全部又は一部が変更、中止、または停止されるリスクがあること
 - (3) 本取引には、システム機器、通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること
 - (4) 貴金属地金には売値（Bid：お客様が売ることのできる値段）と買値（Ask：お客様の買うことのできる値段）の差（スプレッド）があること、また、貴金属地金を新規に買付けた際には、当該貴金属の価格が変動しなかったとしても、スプレッド分だけ評価損が生じること
 - (5) 本取引には、当社が本取引に関連して行う貴金属取引のカバー取引の取引先業者およびその取引先の破綻等に起因する取引制限により被る損害等の取引先信用リスクがあること
 - (6) 本取引では、預託金を金融商品取引法の規定に基づき、信託銀行へ金銭信託を行う方法により当社の資産と区分して管理しているが、いかなる公的保険機構、または公的保護の対象になっておらず、当社へ預託金が預け入れられてから実際に金銭信託されるまでには一定の日数が掛かり、その期間は金銭信託の対象外となる可能性があるため、万が一、当社が破綻したとしても、預託金の返還が保証されてはいないこと
 - (7) 本取引により生じるお客様の当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に扱われること
 - (8) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているわけではないこと
- 2 お客様および当社は、本取引にあたり「金融商品取引法」、およびその他の法令諸規則を遵守することとします。

(定義)

- 第3条 本約款における「営業日」とは、当社の営業日、国外の金融機関の営業日、COMEX、NYMEXの営業日を勘案し、当社が定めた日とします。
- 2 本約款における「通知」とは、当社が提供するオンライントレード・システムを通じて、又はその他の方法により、お知らせする内容を確認できるようにすることをいいます。
- 3 その他本約款に定義されていない用語で「金・プラチナ取引に関する説明書」にて定義されている用語は、その定義に従うものとします。

(口座開設基準等)

- 第4条 お客様は、以下の要件を満たし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。
- (1) すでに当社に総合取引口座を開設していること
- (2) 本取引に係るリスク、および商品性を十分理解していること
- (3) お客様自身によりインターネットを通じた取引・確認・管理が行えること
- (4) 当社より常時連絡がとれること
- (5) 「本約款」、および「金・プラチナ取引に関する説明書」の内容をよく読み本取引にかかるリスクおよび商品の性格を十分に理解し、その内容の全てに同意していること
- (6) 当社の定めに従い取引を行えること
- 2 お客様が当社と行う本取引に関して、取引の執行、約定代金の決済、預託金、反対売買を行った場合の受渡し等の金銭の授受等を前項の取引口座を通して処理するものとします。

(取扱商品)

- 第5条 本取引において取扱う貴金属地金は、当社が定めるものとします。また、お客様は、当社が取扱う貴金属地金について、当社が必要と認める場合、その取引条件の変更や取扱い停止等の措置が講じられることに予め同意するものとします。
- 2 当社が取扱う貴金属地金及びその品質は、次の通りとします。

取扱い貴金属地金	品質
金	純度 99.99%以上の金地金（ロンドン貴金属市場協会（LBMA）の受渡供用品として規定された品質を確保したもの）
プラチナ	純度 99.95%以上のプラチナ地金（ロンドンプラチナ&パラジウム市場（LPPM）の受渡供用品として規定された品質を確保したもの）
銀	純度 99.90%以上の銀地金（ロンドン貴金属市場協会（LBMA）の受渡供用品として規定された品質を確保したもの）

(付帯サービス)

- 第6条 当社は、お客様に次のサービスを提供するものとします。
- (1) 対象貴金属地金の現物の保管
- (2) 対象貴金属地金の価格情報の提供

- (3) スポット買付取引によるご注文の受託
 - (4) スポット売却取引によるご注文の受託
 - (5) 定額積立、および定量積立によるご注文の受託
 - (6) 現物転換引出請求の受付
 - (7) 日次、月次、年次報告書、現物転換報告書等の交付
 - (8) メール通知機能
 - (9) 積立時不足金自動振替設定機能
- 2 当社は前項各号のサービスについて手数料を設定できるものとし、この場合、お客様は当社に所定の手数料を支払うものとします。

(代金・手数料・税金)

- 第7条 お客様は、当社より本取引に係るサービスの提供を受けるに際し、当社所定の年会費を支払うものとします。
- 2 お客様は、当社が別途定める本取引にかかる取引手数料、その他の諸経費を当社に支払うものとします。
 - 3 お客様は、本取引において買付した貴金属地金を当社が保管することに関し、当社所定の手数料を支払うものとします。
 - 4 お客様は買付した貴金属地金を引出す場合、所定の引出料、配送料、保険料、消費税その他当社が必要と認める費用を支払うものとします。
 - 5 お客様は、本取引に係る税金等をお客様自身の負担により支払うものとします。

(取引サイトの利用日、および利用時間)

- 第8条 本取引にかかる注文の受付日、受付時間および執行時間は、当社が定めるものとします。
- 2 当社は前項にかかわらず、臨時的な取引の実施、または急な取引停止をすることができるものとします。
 - 3 前項の場合、当社は、速やかに、当社が適当と判断する方法でお客様にその旨を通知するものとします。

(取引)

- 第9条 お客様は、本取引にて貴金属地金を買付する場合、次のいずれかの方法によるものとします。
- (1) 定額積立取引
 - (2) 定量積立取引
 - (3) 金額指定によるスポット取引
 - (4) 重量指定によるスポット取引
- 2 お客様は、本取引にて貴金属地金を売却する場合、次のいずれかの方法によるものとします。
- (1) 金額指定によるスポット取引
 - (2) 重量指定によるスポット取引
 - (3) 全量売却
- 3 お客様は、前項の売買注文については、当社が提供するオンライントレード・システムを通じてのみ行い、システム障害が発生した場合も含めて、電話、FAX、電子メール

その他の方法による受注は一切行わないことに同意するものとします。

- 4 お客様は、貴金属地金取引市場、及び外国為替市場の状況等により、本取引における注文が必ずしも全数量約定するとは限らず、一部約定、または当該注文すべてが成立しない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 5 お客様は、当社が提供するオンライントレード・システムにおいて表示に誤りが生じた場合、当社がかかる誤りを訂正する権利を有すること、および誤って表示された価格に基づく注文の執行、または約定がなされた場合に、当社が当該注文の取消、または約定内容の修正を行う権利を有することあらかじめ同意するものとします。

(現物転換請求・預入)

第 10 条 お客様は、当社取扱対象貴金属地金が一定数量に達したものに限り、当社指定の方法に同意いただいたうえで現物引出請求が可能となります。

(1) 現物引出できる数量単位はそれぞれ以下の通りとします。

- ・金 1 kg 単位
- ・プラチナ 1 oz 単位
- ・銀 100oz 単位

(2) 一回に現物引出できる数量上限はそれぞれ以下の通りとします。

- ・金 1 kg
- ・プラチナ 20 oz
- ・銀 600oz

(3) 現物転換請求を行う場合、保管先からお客様のご自宅へ配送手続きを行うことから、外部委託保管先へ、お客様の個人情報（当社ご登録のご住所・お名前・ご連絡先電話番号等）を提示することに同意するものとします（金・プラチナ取引口座の開設時に個人情報の第三者提供にご同意いただく必要がございます）。

(4) 現物転換請求にかかる費用（引出料・配送料・保険料・消費税等）に関しては、すべてお客様がご負担するものとします。

- 2 お客様は、当社経由で引出した対象貴金属地金に限り、当社が指定する方法により当社経由で預入を行うことができるものとします。預入費用に関しては、すべてお客様がご負担するものとします。

(約定日と受渡日)

第 11 条 お客様の取引が約定した営業日を約定日、お客様の約定日から起算して原則 3 営業日目※を受渡日とします。

※休場日等の関係で受渡日が約定日から起算して 3 営業日以上かかる場合もございます。

- 2 お客様が貴金属地金の「スポット買付」を行った場合、買付された貴金属地金は、原則リアルタイムでお預かり残高に反映します。また、買付代金についても原則リアルタイムで現金残高から差し引かれます。

- 3 お客様が貴金属地金の「スポット売却」を行った場合、売却された貴金属地金は、原則リアルタイムでお預かり残高から差し引かれます。また、売却代金についても原則リアルタイムで現金残高へ反映します。

- 4 (1)「定額積立取引」においては、当月の定額積立取引における買付代金について、前月の所定の期日時点で、お客様があらかじめ設定した積立金額を金・プラチナ取引口座現金残高から拘束し、当月の毎営業日に買付する金額を、積立注文約定時点で現金残高から引出します。なお、積立時不足金自動振替設定されている場合は、金・プラチナ取引口座から現金残高を拘束し、不足額を証券総合口座から自動振り替えいたします。買付された貴金属地金については、原則リアルタイムでお預かり残高に反映します。
- (2)「定量積立取引」においては、前月の所定の期日までにお客様があらかじめ設定した数量に対して必要な発注金額を、当月の毎営業日約定時点で、金・プラチナ取引口座現金残高から引出し、買付します。なお、積立時不足金自動振替設定されている場合は、金・プラチナ取引口座から現金残高を拘束し、不足額を証券総合口座から自動振り替えいたします。買付された貴金属地金については、原則リアルタイムでお預かり残高に反映します。
- (3)積立時不足金自動振替設定機能は、お客様の証券総合口座内にある現金残高のうちの出金可能額(信用取引口座を開設されているお客様は委託保証金現金残高のうち出金可能額の範囲内)を利用いたします。なお、出金可能額がない場合は、自動振り替えいたしません。信用取引、FX、先物オプション、CFD(くりっく株365)、並びにその他当社取扱商品をお取引されている場合、状況によっては金・プラチナ取引口座への自動振替が時間的に優先されますので、これらの商品への買付資金等へご利用いただけない場合がありますので予めご注意ください。

(価格提示)

- 第12条 当社は毎営業日の取引時間帯において、対象貴金属地金に関して、「売値(Bid:お客様が売ることのできる値段)」と「買値(Ask:お客様の買うことのできる値段)」を参考価格として提示します。なお、金、およびプラチナの価格には、当社の定めるスプレッド(買取価格と売却価格の差)がございます。
- お客様がスポット取引時にリクエストする貴金属地金の価格は、注文発注時に、最大15秒間固定することとします。ただし、残り5秒以内に発注した注文は約定しない恐れがありますので、ご注意ください。

(特定保管)

- 第13条 お客様は、当社で買付した貴金属地金について、当社の保管サービスを利用するものとし、当社はお客様より預かった貴金属地金を、ニューヨークにて保管・管理します。なお、お客様が買付された貴金属地金は、「特定保管」の対象となります。
- 「特定保管」とは、お客様の貴金属地金を取次会社の貴金属地金とは明確に分別して管理・保管することを言います。
- 2 お客様より預かった貴金属地金について、外部業者に保管の委託を行うことができるものとし、その場合、前項の「特定保管」ではなく、「消費寄託」による方法をとることができることとします。「消費寄託」による場合、所有権が当社に移るため、お客様は、当社に対して、お客様が購入した貴金属地金と同種、同等および同量の貴金属地金の返還請求権を有することとなります。また、「消費寄託」による場合には、当社は、当社が適切と判断する方法により運用することができるものとし、運用収益の取扱いについても当社が定めることができるものとし、

(取引資金の振り替え、返還、無利息)

第 14 条 貴金属地金取引、および付随するサービスに際し、「総合口座」から「金・プラチナ取引口座」へ現金をお振り替えいただく必要があります。総合口座でのお取引状況によっては金・プラチナ取引口座へのお振り替えができないこともございます。積立時不足金自動振替設定をされている場合は、積立金額余力拘束タイミングにて、拘束金額が金・プラチナ取引口座内の現金残高で充当できない場合は、不足金額を証券総合口座（信用取引口座を開設されているお客さまは委託保証金現金残高のうち出金可能額の範囲内）から自動振り替えいたします。なお、出金可能額がない場合は、自動振り替えいたしません。

- 2 金・プラチナ口座へお振り替えいただいた現金は、分別保管の対象となります。
- 3 金・プラチナ取引口座へ振り替えた現金には利息はつきません。

(積立停止等)

第 15 条 おお客様の定額積立取引及び定量積立取引に係る積立設定は、当社が定める毎月所定の営業日までに積立停止の申し出をいただくことで、翌月分からの積立買付を停止することができます。

- 2 なお、次に挙げる場合は、お客様の積立設定状況に関わらず、当社で積立設定を解除することとします。
 - (1) 定額積立に関して、当社が定める毎月所定の営業日において、お客様が設定した金額を、所定の回数連続で拘束することができなかった場合
 - (2) 定量積立に関して、当社が定める毎営業日の買付において、所定の回数連続で買付数量に対して必要な発注金額を拘束することができなかった場合
 - (3) その他、当社が積立設定の解除が必要と判断をしたとき

(クーリングオフの非適用)

第 16 条 おお客様が、インターネット経由でご自身でのお取引、または、当社からの勧誘ではないお取引に関して、お客様は約定成立後にかかる売買契約の解除を請求することができないものとします。

(報告書等の作成および提出)

第 17 条 おお客様は、当社が関係法令等に基づき、本取引の内容その他を政府機関および自主規制機関等宛に報告することにつきあらかじめ同意するものとし、当該報告に関する必要な協力を行うことといたします。

(お客様への定期報告書)

第 18 条 当社は、お取引にかかる報告書等を作成し、お客様に交付します。また、当社からの書面の交付は電磁的方法により行われるものとし、お客様はあらかじめ電磁的方法による書面の交付に同意するものとします。

(サービス内容の変更およびサービス利用の制限)

第 19 条 当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引で提供するサービス内容を変更する

ことができるものとします。

- 2 当社は、お客様が本取引を行うことが不相当と判断した場合には、お客様の本取引にかかるサービスの利用を制限し、又は禁止することができるものとします。
- 3 当社は、お客様が本取引を行うことが不相当と判断した場合には、お客様の本取引にかかる新規取引の停止、または保有商品の売却を行うことができるものとします。

(解約)

第20条 次の掲げる各号または、当社の判断により、本取引は解約されることとします。

- (1) お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき
- (2) お客様が、関係法令諸規則、当社各規程、本約款、その他当社が定める本取引ルールに定める事項に違反し、当社が本取引の解約を通告したとき
- (3) お客様が本約款の変更に同意しないとき
- (4) 当社がやむを得ない事由によりサービス提供の中止を申し出た場合

(免責事項)

第21条 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害および損失については、当社はその責めを負わないものとします。

- (1) 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃・公権力による命令・処分・指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による取引の全部又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭の授受等の遅延、又は不能により生じた損害・損失
- (2) インターネットの通信障害、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害・損失
- (3) お客様が入力したか否かに係らず、入力されたユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードと当社に登録されているユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードの一致を確認して行なわれた取引により、金銭の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害・損失
- (4) 当社に登録されているお客様のユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードとお客様が入力されたユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードが一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害・損失
- (5) お客様と当社とを結ぶ通信回線およびシステム機器の瑕疵、障害又は通信速度低下、回線の混雑等により生じた損害・損失
- (6) お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動および処理速度の低下、当社および当社が運営・管理等を委託している先のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動および処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動および処理速度の低下（第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含む）など、取引等に関する一切のシステムに起因する損害・損失
- (7) 本取引又は本取引に関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害・損失（但し当社に故意・重過失がある場合を除く）
- (8) 当社の取引先業者が提示する取引価格、および取引レートに誤りがあり、それ

- により取引が約定した場合の修正処理により生じた損害・損失
- (9) 当社が、第 19 条 2 項に基づきお客様の新規注文に対して制限を加えた場合による損害・損失
 - (10) 当社が、第 19 条 2 項に基づきお客様の貴金属地金の反対売買を行なったことにより生じた損害・損失
 - (11) 当社が、やむを得ない事由により本取引にかかるサービスを停止し、又は中止したことにより生じた損害・損失

(譲渡等の禁止)

- 第 22 条 お客様は当社による承諾なく、金・プラチナ取引に係る貴金属地金のいかなる権利義務も第三者に譲渡し、第三者のための担保に供することができないものとします。
- 2 当社は、お客様が前項の規定に反したことで生じた、紛議等については一切の責任を負わないものとします。

(適用法)

- 第 23 条 本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

(合意管轄)

- 第 24 条 お客様は、本取引に関する訴訟の必要が生じた場合について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(約款の変更)

- 第 25 条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- 2 本約款等の内容が変更される場合、当社は、お客様にその変更事項を通知することとします。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
- 3 前項の通知は、その内容がお客様の従来の権利を制限する若しくは新たな義務を課すものではない場合又はその変更が軽微であると当社が判断した場合、電子メール、お客様のメッセージボックス又はウェブサイト上の掲載等電子媒体による方法等に代えることができることとします。

(2018 年 10 月施行)